

元水管第 1739 号
令和元年 12 月 24 日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 江藤 拓

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 325 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」について（公表 平成 30 年 12 月 27 日。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について 比較表
(第6管理期間 (令和2年漁期))

第6管理期間 (令和2年漁期)	第5管理期間												
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: center;"><u>(第6管理期間 (令和2年漁期))</u> <u>令和●年●月●日公表</u></p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 1～3 (略)</p> <p>4 このような中、広域漁業調整委員会の承認を得ずにくろまぐろ操業を行ったり、操業自粛の要請と指導を行ったりしたにもかかわらずくろまぐろの漁獲を続けたりする事例が発生したことを踏まえ、平成30(2018)年から始まる第4管理期間からは、管理の体制をこれまでの試験実施から資源管理法に基づく漁獲可能量(TAC)制度に移行することとし、本基本計画においては同法に基づきくろまぐろの漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定することとした。</p> <p>※管理期間について</p> <table border="1" data-bbox="190 1310 1104 1431"> <thead> <tr> <th>管理期間</th> <th>大臣管理漁業^(注2)</th> <th>知事管理漁業^(注3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1管理期間</td> <td>平成27(2015)年1月1日から12月31日まで</td> <td>平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	管理期間	大臣管理漁業 ^(注2)	知事管理漁業 ^(注3)	第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: center;"><u>(第5管理期間)</u> <u>平成30年12月27日公表</u> <u>平成31年4月26日一部改正</u> <u>令和元年6月11日一部改正</u> <u>令和元年7月31日一部改正</u> <u>令和元年11月7日一部改正</u></p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 1～3 (略)</p> <p>4 このような中、広域漁業調整委員会の承認を得ずにくろまぐろ操業を行ったり、操業自粛の要請と指導を行ったりしたにもかかわらずくろまぐろの漁獲を続けたりする事例が発生したことを踏まえ、平成30(2018)年から始まる第4管理期間からは、管理の体制をこれまでの試験実施から資源管理法に基づく漁獲可能量(TAC)制度に移行することとし、本基本計画においては同法に基づきくろまぐろの漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定することとした。</p> <p>※管理期間について</p> <table border="1" data-bbox="1167 1310 2085 1431"> <thead> <tr> <th>管理期間</th> <th>大臣管理漁業^(注2)</th> <th>知事管理漁業^(注3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1管理期間</td> <td>平成27(2015)年1月1日から12月31日まで</td> <td>平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	管理期間	大臣管理漁業 ^(注2)	知事管理漁業 ^(注3)	第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで
管理期間	大臣管理漁業 ^(注2)	知事管理漁業 ^(注3)											
第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで											
管理期間	大臣管理漁業 ^(注2)	知事管理漁業 ^(注3)											
第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで											

第2管理期間	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで
第3管理期間	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで
第4管理期間 (注1)	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年3月31日まで
第5管理期間 (注1)	平成31(2019)年1月1日から令和元(2019)年12月31日まで	平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日まで
第6管理期間 (令和2年漁期)	令和2(2020)年1月1日から12月31日まで	令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日まで

(注1)沿岸漁業の管理の適正化・円滑化の観点から、沿岸漁業の第4管理期間は平成30年7月1日から平成31年3月31日までの9か月間とすることとし、第5管理期間からは沿岸漁業の管理期間を4月から翌年3月までの期間に移行する。

(注2)「大臣管理漁業」は、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「大臣許可省令」という。)第1条第2項各号に掲げる漁業をいう。

(注3)「知事管理漁業」は、大臣管理漁業以外のもの(漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第1項の漁業権に基づき営む漁業又は同法第65条第1項若しくは第2項若しくは水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第1項若しくは第2項の規定に基づく規則による知事許可漁業等)をいう。

第2 くろまぐろの動向に関する事項

平成30(2018)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源量は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2011)年以降はゆっくりと回復していることが確認された。

加入量については、上述のISCが行った資源評価の結果によると、平成26(2014)年は過去最低水準とされたが、平成28(2016)年は不確実性が高いもの

第2管理期間	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで
第3管理期間	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで
第4管理期間 (注1)	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年3月31日まで
第5管理期間 (注1)	平成31(2019)年1月1日から12月31日まで	平成31(2019)年4月1日から平成32(2020)年3月31日まで

(注1)沿岸漁業の管理の適正化・円滑化の観点から、沿岸漁業の第4管理期間は平成30年7月1日から平成31年3月31日までの9か月間とすることとし、第5管理期間からは沿岸漁業の管理期間を4月から翌年3月までの期間に移行する。

(注2)「大臣管理漁業」は、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「大臣許可省令」という。)第1条第2項各号に掲げる漁業をいう。

(注3)「知事管理漁業」は、漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第1項の漁業権に基づき営む漁業又は同法第65条第1項若しくは第2項若しくは水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第1項若しくは第2項の規定に基づく規則により都道府県知事の免許、許可その他の処分を要する漁業をいう。

第2 くろまぐろの動向に関する事項

平成30(2018)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源量は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2011)年以降はゆっくりと回復していることが確認された。

加入量については、上述のISCが行った資源評価の結果によると、平成26(2014)年は過去最低水準とされたが、平成28(2016)年は不確実性が高いもの

の歴史的平均値を上回る水準と推定された。また、我が国が実施している加入量モニタリングの速報（令和元（2019）年11月）によると、平成30（2018）年生まれの加入量指標は、2014年や2015年を上回るが、過去38年（昭和55（1980）年～平成29（2017）年）の平均を下回る水準であり、また、令和元（2019）年の南西諸島生まれの加入量は、これまでの調査期間（平成23（2011）年～平成29（2017）年）の中で最も高水準である可能性が高い。

なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。

第3 くろまぐろの漁獲可能性に関する事項

1 くろまぐろの第6管理期間の漁獲可能性の設定は、WCPFCの決定を踏まえ、以下のとおりとする。ただし、漁獲上限に係るWCPFCの保存管理措置が変更された場合には漁獲可能性の改定を行うものとする。

- (1) 小型魚の漁獲可能性は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量の50パーセント（8,015トン→4,007トン）から、大型魚の漁獲可能性へ振り替えた数量（250トン）を減じた数量（3,757トン）とする。このうち配分を留保する数量を345.6トンとする。
- (2) 大型魚の漁獲可能性は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量（4,882トン）に、小型魚の漁獲可能性から振り替えた数量（250トン）を加えた数量（5,132トン）とする。このうち、配分を留保する数量を136.9トンとする。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能性
くろまぐろ	<u>第6管理期間</u>	8,889トン
小型魚	<u>第6管理期間</u>	3,757トン
大型魚	<u>第6管理期間</u>	5,132トン

2 上表の漁獲可能性は以下の変更があった場合はこれに応じた数量にするものとする。また、配分量については以下の考え方に応じた数量とする。

- (1) 第5管理期間の超過量の差引き

の歴史的平均値を上回る水準と推定された。また、我が国が実施している加入量モニタリングの速報（平成30（2018）年10月及び12月）によると、平成30（2018）年の南西諸島海域生まれの加入量は、前年（平成29（2017）年）の同海域生まれの加入量を下回るが、調査を始めた平成23（2011）年以降では高水準である可能性が高く、同年の日本海生まれの加入量は、これまでの調査期間（平成25（2013）年～平成29（2017）年）の中では高水準である可能性が高い。

なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。

第3 くろまぐろの漁獲可能性に関する事項

1 くろまぐろの第5管理期間の漁獲可能性の設定は、WCPFCの決定を踏まえ、以下のとおりとする。ただし、漁獲上限に係るWCPFCの保存管理措置が変更された場合には漁獲可能性の改定を行うものとする。

- (1) 小型魚の漁獲可能性は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量の50パーセント（8,015トン→4,007トン）から、大型魚の漁獲可能性へ振り替えた数量（250トン）を減じた数量（3,757トン）とする。このうち配分を留保する数量を260.3トンとする。
- (2) 大型魚の漁獲可能性は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量（4,882トン）に、小型魚の漁獲可能性から振り替えた数量（250トン）を加えた数量（5,132トン）とする。このうち、配分を留保する数量を77.4トンとする。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能性
くろまぐろ	<u>第5管理期間</u>	8,889トン
小型魚	<u>第5管理期間</u>	3,757トン
大型魚	<u>第5管理期間</u>	5,132トン

2 上表の漁獲可能性は以下の変更があった場合はこれに応じた数量にするものとする。また、配分量については以下の考え方に応じた数量とする。

- (1) 第4管理期間の超過量の差引き

第5管理期間で漁獲可能性を超過した場合は、第5管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し、第6管理期間の漁獲可能性を原則として当該超過量を差し引いた量に変更する。この場合、小型魚及び大型魚ごとに差し引くものとする。

なお、大臣管理漁業については、第5管理期間の超過量は第6管理期間から原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、差引きにより配分量が実質0トンとなる漁業種類については混獲管理のための数量を一定数量配分する。

また、知事管理漁業については、第5管理期間の超過量は第6管理期間から原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、過去の管理期間の超過数量の分割差引きは第5管理期間での対応と同様に、第3管理期間の超過数量は原則一括差引き、第2管理期間の超過数量は配分量の2割を上限に差し引くこととし、差引きにより配分量が実質0トンとなる都道府県については混獲管理のための数量を一定数量配分する。

(2)～(4) (略)

(削る)

(5) 水産政策審議会への報告

(1) から (4) の規定により漁獲可能性又は配分量が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。

第4 くろまぐろの漁獲可能性のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第6管理期間の漁獲可能性のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第4管理期間で漁獲可能性を超過した場合は、第4管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し、第5管理期間の漁獲可能性を原則として当該超過量を差し引いた量に変更する。この場合、小型魚及び大型魚ごとに差し引くものとする。

なお、大臣管理漁業については、第4管理期間の超過量は第5管理期間から原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、差引きにより配分量が実質0トンとなる漁業種類については混獲管理のための数量を一定数量配分する。

また、知事管理漁業については、第4管理期間の超過量は第5管理期間から原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、過去の管理期間の超過数量の分割差引きは第4管理期間での対応と同様に、第3管理期間の超過数量は原則一括差引き、第2管理期間の超過数量は配分量の2割を上限に差し引くこととし、差引きにより配分量が実質0トンとなる都道府県については混獲管理のための数量を一定数量配分する。

(2)～(4) (略)

(5) 漁獲可能性の未利用分の繰越し

上表の漁獲可能性のうち未利用分については、我が国の漁獲上限（小型魚4,007トン、大型魚4,882トン）の5%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

(6) 水産政策審議会への報告

(1) から (5) の規定により漁獲可能性又は配分量が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。

第4 くろまぐろの漁獲可能性のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能性のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	期間	数量（トン）
くろまぐろ （小型魚）	大中型まき網漁業		<u>1,500.0</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業		<u>62.0</u>
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業		44.0
くろまぐろ （大型魚）	大中型まき網漁業		<u>3,063.2</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>1～3月</u>	<u>90.0</u>
		<u>4～6月</u>	<u>230.9</u>
		<u>7～12月</u>	<u>30.6</u>
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業		9.4

2・3 （略）

4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定

第3の1の表に掲げるくろまぐろの第6管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の大臣管理漁業の配分量が消化されていない場合は、上表の大臣管理漁業の配分量を当該公表時点の採捕数量と同量に変更する。

5・6 （略）

（削る）

7 （略）

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）
くろまぐろ （小型魚）	大中型まき網漁業	<u>1,410.0</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>56.0</u>
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44.0
くろまぐろ （大型魚）	大中型まき網漁業	<u>3,153.2</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>417.0</u>
		東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

2・3 （略）

4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定

第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の大臣管理漁業の配分量が消化されていない場合は、上表の大臣管理漁業の配分量を当該公表時点の採捕数量と同量に変更する。

5・6 （略）

7 大臣管理漁業の配分量の未利用分の繰越し

上表の大臣管理漁業の配分量のうち未利用分については、当初の配分量の5%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

8 （略）

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第6管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

なお、本数量は第3管理期間における獲り控え数量の上乗せ並びに第2管理期間及び第3管理期間における超過数量の差引きを反映した数量となっている。

(1) 小型魚

都道府県名	数量（トン）
北海道	<u>11.3</u>
青森県	<u>256.3</u>
岩手県	<u>68.5</u>
宮城県	<u>52.9</u>
秋田県	21.5
山形県	<u>8.7</u>
福島県	<u>7.9</u>
茨城県	<u>18.9</u>
千葉県	<u>51.5</u>
東京都	<u>9.6</u>
神奈川県	<u>32.9</u>
新潟県	<u>55.5</u>
富山県	<u>86.3</u>
石川県	<u>65.8</u>
福井県	<u>17.5</u>
静岡県	<u>24.2</u>
愛知県	0.1
三重県	<u>34.7</u>
京都府	<u>16.5</u>
大阪府	0.1
兵庫県	<u>2.3</u>
和歌山県	<u>23.3</u>

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

なお、本数量は第3管理期間における獲り控え数量の上乗せ並びに第2管理期間及び第3管理期間における超過数量の差引きを反映した数量となっている。

(1) 小型魚

都道府県名	数量（トン）
北海道	<u>91.5</u>
青森県	<u>289.2</u>
岩手県	<u>54.9</u>
宮城県	<u>63.5</u>
秋田県	21.5
山形県	<u>10.3</u>
福島県	<u>13.3</u>
茨城県	<u>19.8</u>
千葉県	<u>42.4</u>
東京都	<u>9.9</u>
神奈川県	<u>35.4</u>
新潟県	<u>55.6</u>
富山県	<u>95.1</u>
石川県	<u>91.1</u>
福井県	<u>19.7</u>
静岡県	<u>26.3</u>
愛知県	0.1
三重県	<u>29.0</u>
京都府	<u>17.4</u>
大阪府	0.1
兵庫県	<u>3.2</u>
和歌山県	<u>23.6</u>

鳥取県	<u>1.7</u>
島根県	<u>78.5</u>
岡山県	0.1
広島県	<u>1.7</u>
山口県	<u>85.2</u>
徳島県	<u>7.9</u>
香川県	0.1
愛媛県	<u>7.3</u>
高知県	<u>65.6</u>
福岡県	<u>7.1</u>
佐賀県	0.9
長崎県	<u>657.1</u>
熊本県	<u>3.5</u>
大分県	<u>0.7</u>
宮崎県	<u>12.0</u>
鹿児島県	<u>9.6</u>
沖縄県	0.1
計	<u>1,805.4</u>

鳥取県	<u>4.0</u>
島根県	<u>79.6</u>
岡山県	0.1
広島県	<u>0.1</u>
山口県	<u>87.0</u>
徳島県	<u>8.0</u>
香川県	0.1
愛媛県	<u>9.4</u>
高知県	<u>65.5</u>
福岡県	<u>10.2</u>
佐賀県	0.9
長崎県	<u>688.8</u>
熊本県	<u>2.9</u>
大分県	<u>1.7</u>
宮崎県	<u>13.4</u>
鹿児島県	<u>2.0</u>
沖縄県	0.1
計	<u>1,986.7</u>

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	<u>291.3</u>
青森県	<u>460.8</u>
岩手県	<u>48.3</u>
宮城県	20.5
秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	<u>199.8</u>
青森県	<u>470.5</u>
岩手県	<u>52.6</u>
宮城県	20.5
秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7

東京都	14.5		東京都	14.5
神奈川県	6.1		神奈川県	6.1
新潟県	88.6		新潟県	88.6
富山県	14.0		富山県	14.0
石川県	<u>38.0</u>		石川県	<u>32.0</u>
福井県	17.9		福井県	17.9
静岡県	11.8		静岡県	11.8
愛知県	1.0		愛知県	1.0
三重県	<u>26.1</u>		三重県	<u>23.0</u>
京都府	21.9		京都府	21.9
大阪府	1.0		大阪府	1.0
兵庫県	<u>8.7</u>		兵庫県	<u>7.7</u>
和歌山県	14.2		和歌山県	14.2
鳥取県	<u>6.0</u>		鳥取県	<u>3.9</u>
島根県	<u>23.3</u>		島根県	<u>22.7</u>
岡山県	1.0		岡山県	1.0
広島県	1.0		広島県	1.0
山口県	23.0		山口県	23.0
徳島県	8.2		徳島県	8.2
香川県	1.0		香川県	1.0
愛媛県	6.0		愛媛県	6.0
高知県	15.4		高知県	15.4
福岡県	<u>7.2</u>		福岡県	<u>4.0</u>
佐賀県	6.0		佐賀県	6.0
長崎県	158.3		長崎県	158.3
熊本県	<u>6.0</u>		熊本県	<u>4.5</u>
大分県	<u>6.3</u>		大分県	<u>5.3</u>
宮崎県	14.6		宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0		鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2		沖縄県	127.2

計	1,571.0		計	1,475.0
2～4 (略)		5 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の1の表の改定	2～4 (略)	5 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の1の表の改定
第3の1の表に掲げるくろまぐろの <u>第6管理期間</u> の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、国は直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、1の表の配分量が消化されていない場合は、同表の配分量が当該公表時点の採捕数量と同等となるよう手続きを行うこととする。		6・7 (略)	第3の1の表に掲げるくろまぐろの <u>第5管理期間</u> の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、国は直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、1の表の配分量が消化されていない場合は、同表の配分量が当該公表時点の採捕数量と同等となるよう手続きを行うこととする。	6～7 (略)
<u>(削る)</u>		<u>8・9</u> (略)	<u>8 配分量の未利用分の繰越し</u>	<u>8 配分量の未利用分の繰越し</u>
			<u>上表の配分量うち未利用分については、当初の配分量の5%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。</u>	<u>上表の配分量うち未利用分については、当初の配分量の5%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。</u>
		第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項	<u>9・10</u> (略)	<u>9・10</u> (略)
1・2 (略)		1・2 (略)	第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項	第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項
3 大臣管理漁業の早期是正措置等について		(1) (略)	1・2 (略)	1・2 (略)
(2) 管理期間の経過に応じた各大臣管理漁業の採捕数量の積み上がり状況から当該配分量を超えるおそれが著しく大きい場合は、資源管理法第10条第1項に基づき当該管理期間等の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。		(2) 管理期間の経過に応じた各大臣管理漁業の採捕数量の積み上がり状況から当該配分量を超えるおそれが著しく大きい場合は、資源管理法第10条第1項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。	3 大臣管理漁業の早期是正措置等について	3 大臣管理漁業の早期是正措置等について
			(1) (略)	(1) (略)
		第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項	(2) 管理期間の経過に応じた各大臣管理漁業の採捕数量の積み上がり状況から当該配分量を超えるおそれが著しく大きい場合は、資源管理法第10条第1項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。	(2) 管理期間の経過に応じた各大臣管理漁業の採捕数量の積み上がり状況から当該配分量を超えるおそれが著しく大きい場合は、資源管理法第10条第1項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。
1～6 (略)		1～6 (略)	第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項	第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項
7 くろまぐろ管理の理解増進		くろまぐろ管理の理解増進	1～6 (略)	1～6 (略)
くろまぐろの管理措置を適切に実施していくためには、同資源を利用している全ての漁業者が一丸となって、それぞれの漁業特性に応じながら取り組んでいくことが必要である。同時に流通加工業者や消費者等の幅広い方々の理解と協力も不可欠であり、水産庁ホームページの活用や例年開催している「 <u>TAC設定に関する意見交換会</u> 」等を通じて理解増進に努めるものとする。		くろまぐろの管理措置を適切に実施していくためには、同資源を利用している全ての漁業者が一丸となって、それぞれの漁業特性に応じながら取り組んでいくことが必要である。同時に流通加工業者や消費者等の幅広い方々の理解と協力も不可欠であり、水産庁ホームページの活用や例年開催している「 <u>太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議</u> 」等を通じて理解増進に努めるものとする。	7 くろまぐろ管理の理解増進	7 くろまぐろ管理の理解増進
			くろまぐろの管理措置を適切に実施していくためには、同資源を利用している全ての漁業者が一丸となって、それぞれの漁業特性に応じながら取り組んでいくことが必要である。同時に流通加工業者や消費者等の幅広い方々の理解と協力も不可欠であり、水産庁ホームページの活用や例年開催している「 <u>太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議</u> 」等を通じて理解増進に努めるものとする。	くろまぐろの管理措置を適切に実施していくためには、同資源を利用している全ての漁業者が一丸となって、それぞれの漁業特性に応じながら取り組んでいくことが必要である。同時に流通加工業者や消費者等の幅広い方々の理解と協力も不可欠であり、水産庁ホームページの活用や例年開催している「 <u>太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議</u> 」等を通じて理解増進に努めるものとする。